

令和元年7月1日より

敷地内禁煙



「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、望まない受動喫煙が生じないように、市民のみなさんが利用する施設などは7月1日より敷地内禁煙です（駐車場も含みます）。電子タバコも同様の取扱いです。

令和元年7月1日より敷地内禁煙となる豊明市の主な施設

市役所、市民交流センター、総合福祉会館、老人福祉センター、児童館、保育園、どんぐり学園、保健センター、農村環境改善センター、勤労会館、前後駅南地下・前後駅前市営駐車場、沓掛浄化センターテニスコート、小中学校、中央公民館、南部公民館、陶芸の館、勅使会館文化広場、勅使グラウンド、山田グラウンド、福祉体育館、陶芸会館、文化会館、図書館

豊明市文化会館